

専決処分報告 第 6 号

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業 に関する専決処分報告

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関して高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると求める事項を決定すること。

高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

各県立学校長 様

高知県教育長

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業について（通知）

本県におきましては、4月6日時点では一斉臨時休業を選択肢として検討する「感染拡大警戒地域」と判断するには至らないものの、日々、一定数の新たな感染者が確認されていることや、4月当初は帰省・入社・転居等に伴う人の往来が重なり感染リスクが高い時期であること等を踏まえ、学校における感染拡大の防止を最優先に考える必要があります。

このことを受け、高知県教育委員会では、3月27日以降に感染者が確認されている高知市保健所、中央東及び幡多福祉保健所管内に所在する県立学校（嶺北高校を除く）について、令和2年4月13日（月）から2週間、下記のとおり臨時休業としますので通知します。

特別支援学校については、保健所管轄区域によらず県内の全ての本校・分校（7本校、6分校）で臨時休業としますが、保護者が仕事を休めない場合等、やむを得ない事情がある児童生徒等については、学校での新型コロナウイルス感染症に対するリスクもご理解いただいたうえで、各学校で受け入れる方向で対応してください。

また、今後県内の感染者の確認状況によっては、臨時休業の対象校及び期間（短縮を含め）を変更することがありますので、ご留意ください。

なお、臨時休業の対象校以外の学校では、授業や部活動を実施するうえで、教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を参考に、して感染症防止対策の徹底をお願いします。

記

1 臨時休業期間・対象校

- ・臨時休業期間 令和2年4月13日（月）～4月24日（金）
- ・臨時休業対象校 保健所管轄区域（高知市、中央東及び幡多福祉保健所）

高等学校 21校 (全・定を含む)	城山高校、山田高校、高知農業高校、高知東工業高校、岡豊高校、高知東高校、高知南高校、高知工業高校、高知追手前高校、高知丸の内高校、高知小津高校、高知北高校、高知西高校、春野高校、大方高校、幡多農業高校、中村高校、西土佐分校、宿毛工業高校、宿毛高校、清水高校
中学校 3校	高知南中学校、高知国際中学校、中村中学校
特別支援学校 13校	すべての本校・分校

- ・臨時休業対象校は、臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂（令和2年4月1日付け2文科初第3号文部科学事務次官通知）を参照してください。
- ・高等学校の通信制においては、臨時休業の対象から除外しますが、この期間中のスクーリングは実施しないこととします。
- ・4月8日(水)から10日(金)の3日間は、臨時休業期間中の自宅学習の課題等の指導や、生活指導等に充てる準備期間とします。また、生徒は可能な範囲で早期に帰宅させるよう対応をお願いします。準備期間の生徒の出欠の取扱いについては、令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡を参照し、柔軟な対応をお願いします。

2 臨時休業期間中の登校日の設定等

- ① 本県の感染状況が「感染確認地域」であることを踏まえ、臨時休業期間中生徒の学習状況の確認や健康指導等を適切に行う観点から、登校日を1週間に2回まで（2時間程度）設定することも可能とします。その場合には、例えば、生徒を学年に分けるなど分散し登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止の措置をお願いします。
- ② 学校の寄宿舎については、登校日等の設定もあることから、感染防止対策を講じたうえで、生徒が利用できるよう学校の寄宿舎は閉鎖しないこととします。
- ③ 今後、感染者の確認状況によっては、登校日の設定を取りやめる場合もあります。

3 臨時休業対象校の児童生徒への対応

- ① 臨時休業中の児童生徒は自宅学習期間とします。
なお、やむを得ない事情で生徒を登校日以外に登校させる場合は、必ず個別対応とし短時間で実施してください。
- ② 臨時休業の準備期間を活用して、今後の感染拡大を終息させるため、また何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、併せて高校生という若い世代がウイルス感染に関して家族や社会に与える影響等も含めて臨時休業を行うことの意義を伝え、休業期間中の生活行動などについての指導をお願いします。また、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別、いじめなどにつながる行為等がないよう、重ねて指導をお願いします。（この部分については、臨時休業対象校以外の児童生徒へも趣旨をお伝えください。）

4 生徒の部活動等について

臨時休業対象校においては、生徒の部活動や正課外の学習活動は、4月8日(水)から4月26日(日)まで禁止することとします。

また、対象校以外の学校については、令和2年4月2日付け2高保体第9号で通知した内容に留意して実施してください。

【担当】高知県教育委員会事務局	
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）
保健体育課	北村、廣田、池知（088-821-4928）

高知県立伊野商業高等学校長 様

高等学校課長

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業について

令和2年4月7日付け2高学第96号において、感染者が確認されている福祉保健所管内に所在する県立学校（嶺北高校を除く）については、臨時休業の措置を行っているところですが、4月9日時点で高知市保健所管内で新たに8名の感染者が確認され、そのうち高知市の西部地域での感染者も確認されています。

このことを受け、高知県教育委員会では、高知市保健所管内と隣接し、高知市からの通学生徒が多く、併せて校長からの休校要請もあったことから、県立伊野商業高校について、令和2年4月13日（月）から2週間、下記のとおり臨時休業とします。

また、臨時休業中は、生徒への対応や登校日の設定、部活動等（4月11日（土）から4月26日（日）まで禁止）については、令和2年4月7日付け2高学第96号のとおり対応をお願いします。

記

- 1 新たに臨時休業とする学校
高知県立伊野商業高等学校

- 2 臨時休業期間
令和2年4月13日（月）～4月24日（金）

<参考 臨時休業を行う学校>

高等学校 22校 (全・定を含む)	城山高校、山田高校、高知農業高校、高知東工業高校、岡豊高校、高知東高校、高知南高校、高知工業高校、高知追手前高校、高知丸の内高校、高知小津高校、高知北高校、高知西高校、春野高校、 伊野商業高校 、大方高校、幡多農業高校、中村高校、西土佐分校、宿毛工業高校、宿毛高校、清水高校
中学校 3校	高知南中学校、高知国際中学校、中村中学校
特別支援学校 13校	すべての本校・分校

【担当】 高知県教育委員会事務局
高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)

関係高等学校長 様

高等学校課長

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業について

4月9日時点で中央西福祉保健所管内で新たな感染者が確認されましたので、この管内に所在する県立高等学校を臨時休業措置とします。

また、臨時休業の開始日については、各校が家庭学習の課題などの準備が整い次第、臨時休業に入ることとします。

なお、臨時休業中は、生徒への対応や登校日の設定、部活動等（4月14日（火）から4月26日（日）まで禁止）については、令和2年4月7日付け2高学第96号のとおり対応をお願いします。

記

1 新たに臨時休業とする学校

- 高知県立佐川高等学校（全・定）
- 高知県立高知追手前高等学校吾北分校
- 高知県立高岡高等学校（全・定）
- 高知県立高知海洋高等学校

2 臨時休業期間

各校の設定する日～4月24日（金）

<参考 臨時休業を行う学校>

高等学校 26校 (全・定を含む)	城山高校、山田高校、高知農業高校、高知東工業高校、岡豊高校、高知東高校、高知南高校、高知工業高校、高知追手前高校、 吾北分校 、高知丸の内高校、高知小津高校、高知北高校、高知西高校、春野高校、伊野商業高校、 高岡高校 、 高知海洋高校 、 佐川高校 、大方高校、幡多農業高校、中村高校、西土佐分校、宿毛工業高校、宿毛高校、清水高校
中学校 3校	高知南中学校、高知国際中学校、中村中学校
特別支援学校 13校	すべての本校・分校

【担当】高知県教育委員会事務局
高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

<臨時休業とする学校>

■ 令和2年 **4月10日(金)** ~ 4月24日(金)

高等学校 15校 (全・定を含む)	高知農業高校、岡豊高校、高知東高校、高知南高校、高知工業高校 高知追手前高校、高知丸の内高校、高知小津高校、高知西高校 春野高校、大方高校、幡多農業高校、中村高校、宿毛工業高校 宿毛高校
中学校 2校	高知南中学校、中村中学校

■ 令和2年 **4月13日(月)** ~ 4月24日(金)

高等学校 7校 (全・定を含む)	城山高校、山田高校、高知東工業高校、高知北高校、伊野商業高校 西土佐分校、清水高校
中学校 1校	高知国際中学校
特別支援学校 13校	すべての本校・分校

■ 令和2年 **4月15日(水)** ~ 4月24日(金)

高等学校 4校 (全・定を含む)	吾北分校 高岡高校、高知海洋高校、佐川高校
------------------------	--------------------------

<臨時休業としない学校>

高等学校 9校 (全・定を含む)	室戸高校、中芸高校、安芸高校、安芸桜ヶ丘高校、嶺北高校 須崎総合高校、窪川高校、禰原高校、四万十高校
中学校 1校	安芸中学校

<臨時休業とならない課程>

■ 高等学校の通信制

高知北高校、大方高校

ただし、臨時休業期間中のスクーリングは実施しない。

学校保健安全法

平成 20 年 6 月 18 日公布

平成 21 年 4 月 1 日施行

最新改訂学校教育法収録、教育ミニ六法
付録「学校保健安全法・新学校給食法」

第一章 総則

第 1 条〔目的〕

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第 2 条〔定義〕

第二条この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

第 3 条〔国及び地方公共団体の責務〕

第三条国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

第4条〔学校保健に関する学校の設置者の責務〕

学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条〔学校保健計画の策定等〕

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第6条〔学校環境衛生基準〕

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第7条（保健室）

学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

第8条（健康相談）

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

第9条（保健指導）

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

第10条（地域の医療機関等との連携）

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

第11条（就学時の健康診断）

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第13条〔児童生徒等の健康診断〕

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第14条

学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

第15条〔職員の健康診断〕

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第四節 感染症の予防

第 19 条 (出席停止)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第 20 条 (臨時休業)

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

第 21 条 (文部科学省令への委任)

前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

第 24 条 (地方公共団体の援助)

地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

第三章 学校安全

第 26 条 (学校安全に関する学校の設置者の責務)

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 27 条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第 28 条（学校環境の安全の確保）

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第 29 条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

第 30 条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。